

「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」の  
一部改正について（改正点の概要）

## I 基本的な考え方

### (1) 介護保険制度との関係の整理

養護老人ホーム入所者が有する介護ニーズに対して、介護保険サービスにより対応することを基本とする職員配置等の見直しを行うとともに、居宅サービス事業者等との連携を強化する。

### (2) ソーシャルワーク機能の強化

養護老人ホームの大きな役割である生活支援ニーズへの対応強化を図るため、生活相談員の増員や運営規定の見直しを行う。

### (3) 運営規定等の整備

非常災害対策や感染症対策等、見直しを要する箇所について、特別養護老人ホーム並びに修正。

## II 改正の主な内容

### 1. 職員配置関係(第12条)

#### ア 名称の変更

生活指導員 → 生活相談員  
介護職員 → 支援員

#### イ 配置職員数の変更(第1項)

生活相談員、支援員、看護職員

(別表参照)

○生活指導員、介護職員、  
看護職員の総数  
入所者の数を9.3で除して  
得た数以上



○生活相談員  
入所者数に対して30:1以上  
○支援員  
一般入所者数に対して15:1以上  
○看護職員  
入所者数に対して100:1以上

※経過措置有り

#### ウ 勤務形態(第1項第3号、第4号、第5号)

(生活相談員、支援員、看護職員)

常勤 ⇨ 常勤換算

#### エ 医師の常勤要件(第1項1号)

定員111人以上の施設は常勤 ⇨ 定員規模を問わず非常勤可  
※協力病院を設けることを規定  
(第25条)

#### オ 今回新たに位置づけられた規定

- ・主任生活相談員及び主任支援員の配置(第1項3号及び4号)
- ・外部サービス利用型特定施設の指定を受けた場合の職員配置(第6項)
- ・「盲(聴)養護老人ホーム」の職員配置(第9項)
- ・夜勤職員の設置を明記(第10項)

### 2. 居室定員の見直し(第13条)

#### ・居室の定員

原則として2人以下 ⇨ 1人(処遇上必要と認められる場合は2人)  
※経過措置有り

### 3. 居室面積の見直し(第11条)

#### ・入所者1人あたりの床面積

収納設備を除き、3.3㎡以上 ⇨ 10.65㎡以上  
※経過措置有り

### 4. 運営規定の見直し

#### (1) 特養ベースへの改正

- ・基本方針(第2条)
- ・管理規程(第7条)
- ・記録の整備(第9条)
- ・防災設備(第11条第1項)
- ・入退所における努力規定(第14条)
- ・処遇計画の作成(第15条)  
→生活相談員の職務として規定(第1項)
- ・処遇方針(第16条)
- ・生活相談等(第18条)

- ・施設長及び生活相談員の責務（第21条、第22条）
  - ・勤務体制の確保（第23条）
  - ・衛生管理（第24条）
  - ・秘密保持（第26条）
  - ・苦情対応（第27条）
  - ・地域との連携（第28条）
  - ・事故発生の防止等（第29条）
- (2) 養護老人ホーム独自の規定
- ・入退所（第14条第5項）
    - 入所者の退所後においても相談援助に努めることを規定
  - ・居宅サービスの利用（第19条）
    - 「入所者が要介護状態等となった場合に、適切な居宅サービスを受け  
ることができるよう、必要な措置を講じる」ことを規定

(別表) 養護(盲)老人ホーム定員規模別職員配置基準(案)

1. 養護老人ホーム

現行

(単独設置)

定員階級区分	職種	施設長	事務員	主任生活員	指導員	主任	介護職員	介護職員	栄養士	調理員等	医師
50以下		1	1		1	1	4	1	1	(1)	(1)
51~60		1	1	1		1	5	1	1	(1)	(1)
61~70		1	1	1		1	6	1	1	(1)	(1)
71~80		1	2	1	1	1	7	1	1	(1)	(1)
81~90		1	2	1	1	1	8	1	1	(1)	(1)
91~100		1	2	1	1	1	9	1	1	(1)	(1)
101~110		1	2	1	1	1	10	1	1	(1)	(1)
111~120		1	2	1	1	1	10	1	1		
121~130		1	2	1	1	1	11	1	1		
131~140		1	2	1	1	1	12	2	1		
141~150		1	2	1	1	1	13	2	1		
151~160		1	2	1	1	1	14	2	1		
161~170		1	2	1	1	1	15	2	1		
171~180		1	2	1	1	1	15	2	1		
181~190		1	2	1	1	1	16	2	1		
191~200		1	2	1	1	1	17	2	1		
201~210		1	3	1	1	1	18	2	1	(1)	1
211~220		1	3	1	1	1	19	2	1	(1)	1
221~230		1	3	1	1	1	20	3	1	(1)	1
231~240		1	4	1	1	1	21	3	1	(1)	1
241~250		1	4	1	1	1	22	3	1	(1)	1
251~260		1	4	1	1	1	23	3	1	(1)	1
261~270		1	4	1	1	1	23	3	1		
271~280		1	4	1	1	1	24	3	1		
281~290		1	5	1	1	1	25	3	1		
291~300		1	5	1	1	1	26	3	1		
500人		1	8	1	2	1	44	5	1		

改正案

(共通職員)

入所者	職種	施設長	看護職員	栄養士	医師	その他の職員
20		1	1	1		
30		1	1	1		
40		1	1	1		
50		1	1	1		
60		1	1	1		
70		1	1	1		
80		1	1	1		
90		1	1	1		
100		1	1	1		
110		1	2	1		
120		1	2	1		
130		1	2	1		
140		1	2	1		
150		1	2	1		
160		1	2	1		
170		1	2	1		
180		1	2	1		
190		1	2	1		
200		1	2	1		
210		1	3	1		
220		1	3	1		
230		1	3	1		
240		1	3	1		
250		1	3	1		
260		1	3	1		
270		1	3	1		
280		1	3	1		
290		1	3	1		
300		1	3	1		
500		1	5	1		

(単独設置)

入所者	職種	主任生活員	相談員	相談員	支援員	支援員
20		1	0	1	1	1
30		1	0	1	1	1
40		1	1	1	2	2
50		1	1	1	3	3
60		1	1	1	3	4
70		1	2	1	4	5
80		1	2	1	5	6
90		1	2	1	5	6
100		1	3	1	6	7
110		2	2	1	7	8
120		2	2	1	7	9
130		2	3	1	8	10
140		2	3	1	9	11
150		2	3	1	9	12
160		2	4	1	10	13
170		2	4	1	11	14
180		2	4	1	11	15
190		2	5	1	12	16
200		2	5	1	13	17
210		3	4	1	13	18
220		3	5	1	14	19
230		3	5	1	15	20
240		3	5	1	15	21
250		3	6	1	16	22
260		3	6	1	17	23
270		3	6	1	17	24
280		3	7	1	18	25
290		3	7	1	19	26
300		3	7	1	19	27
500		5	12	1	33	34

(特定施設)

入所者	職種	主任生活員	相談員	相談員	支援員	支援員
20		0	0			
30		0	0			
40		0	0			
50		1	0			
60		1	0			
70		1	1			
80		1	1			
90		1	1			
100		1	2			
110		2	1			
120		2	1			
130		2	2			
140		2	2			
150		2	2			
160		2	3			
170		2	3			
180		2	3			
190		2	4			
200		2	4			
210		3	3			
220		3	4			
230		3	4			
240		3	4			
250		3	5			
260		3	5			
270		3	5			
280		3	6			
290		3	6			
300		3	6			
500		5	11			

2. 盲老人ホーム

現行

(単独設置)

定員階級区分	職種	施設長	事務員	主任生活員	指導員	主任	介護職員	介護職員	栄養士	調理員等	医師	介助員
50以下		1	1		2	1	6	2	1	(1)	(1)	1
51~60		1	1	1	1	1	8	2	1	(1)	(1)	1
61~70		1	1	1	1	1	10	2	1	(1)	(1)	1
71~80		1	1	1	1	1	11	2	1	(1)	(1)	1
81~90		1	1	1	2	1	13	2	1	(1)	(1)	1
91~100		1	1	1	2	1	15	2	1	(1)	(1)	1
101~110		1	1	1	2	1	15	2	1	(1)	(1)	1
111~120		1	1	1	2	1	17	2	1			1
121人以上		1	1	1	2	1	19	2	1			1

改正案

(共通職員)

入所者	職種	施設長	看護職員	栄養士	医師	その他の職員
20		1	2	1		
30		1	2	1		
40		1	2	1		
50		1	2	1		
60		1	2	1		
70		1	2	1		
80		1	2	1		
90		1	2	1		
100		1	2	1		
110		1	3	1		
120		1	3	1		
130		1	3	1		

(単独設置)

入所者	職種	主任生活員	相談員	相談員	支援員	支援員
20		1	1	1	3	3
30		1	1	1	4	4
40		1	2	1	5	5
50		1	2	1	6	6
60		1	2	1	7	7
70		1	3	1	9	9
80		1	3	1	10	10
90		1	3	1	11	11
100		1	4	1	13	13
110		2	3	1	13	14
120		2	3	1	15	15
130		2	4	1	17	17

(特定施設)

入所者	職種	主任生活員	相談員	相談員	支援員	支援員
20		1	0			
30		1	0			
40		1	1			
50		1	1			
60		1	1			
70		1	2			
80		1	2			
90		1	2			
100		1	3			
110		2	2			
120		2	2			
130		2	3			

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年七月一日厚生省令第十九号）  
（平成十八年四月一日施行）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熟意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（構造設備の一般原則）</p> <p>第三条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二条 養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熟意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p>（構造設備の一般原則）</p> <p>第三条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p>

<p>（設備の専用）</p> <p>第四条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>（職員の資格要件）</p> <p>第五条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>（職員の専従）</p> <p>第六条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>（管理規程）</p> <p>第七条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の管理についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p> <p>二 職員の職種、数及び職務の内容</p> <p>三 入所定員</p> <p>四 入所者の処遇の内容</p> <p>五 施設の利用に当たつての留意事項</p> <p>六 非常災害対策</p>	<p>（設備の専用）</p> <p>第四条 養護老人ホームの設備は、もっぱら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>（職員の資格要件）</p> <p>第五条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>2 生活指導員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>（職員の専従）</p> <p>第六条 養護老人ホームの職員は、もっぱら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>（管理規程）</p> <p>第七条 養護老人ホームは、入所者に対する処遇方法、入所者が守るべき規律その他施設の管理についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

七 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第八条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しておかなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第九条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 入所者の処遇に関する計画
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 第十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第十条 養護老人ホームは、二十人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあつては、十人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第十一条 養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。

ただし、都道府県知事が、火災の予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、火災の際の入所者に係る必要な安全性が確保されており、かつ、適切な火災の予防及び消火活動を行うことが可能であると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用又は調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報装置の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 三 避難口の増設、搬送が容易に行えるのに十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること又は配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

2 養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 集会室
- 五 浴室

(非常災害対策)

第八条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立ておかなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(帳簿の整備)

第九条 養護老人ホームは、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(規模)

第十条 養護老人ホームは、五十人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあつては、二十人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第十一条 養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。

2 養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 集会室
- 五 浴室

- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 調理室
- 十 宿直室
- 十一 職員室
- 十二 面談室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室
- 十五 盥安室
- 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

3 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 地階に設けてはならないこと。  
 ロ 入所者一人当たりの床面積は、一〇・六五平方メートル以上とすること。

(経過措置)  
 この省令の施行の際現に存する又は存するものとみなすことができる養護老人ホームについては、なお、従前の例によることができる。

ハ 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ニ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

二 静養室

イ 医務室又は職員室に近接して設けること。

ロ 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

- ハ イ及びロに定めるもののほか、前号イ、ハ及びニに定めるところによること。
- 三 洗面所
  - 居室のある階ごとに設けること。
- 四 便所
  - 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- 五 医務室
  - 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- 六 調理室
  - 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 七 職員室
  - 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 4 前三項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
  - 一 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
  - 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - 三 階段の傾斜は、ゆるやかにすること。

(職員の配置の基準)

第十二条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。

- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 調理室
- 十 事務室
- 十一 宿直室
- 十二 介護職員室
- 十三 面接室
- 十四 洗濯室又は洗濯場
- 十五 汚物処理室
- 十六 盥安室

3 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 地階に設けてはならないこと。  
 ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。

ハ 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ニ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

二 静養室

イ 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

ロ 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ハ イ及びロに定めるもののほか、前号イ、ハ及びニに定めるところによること。

三 洗面所

居室のある階ごとに設けること。

四 便所

- ハ イ及びロに定めるもののほか、前号イ、ハ及びニに定めるところによること。
- 五 医務室
  - 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- 六 調理室
  - 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 七 介護職員室
  - 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 4 前三項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
  - 一 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
  - 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - 三 階段の傾斜は、ゆるやかにすること。

(職員の配置の基準)

第十二条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあつては第六号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 生活相談員
- ア 常勤換算方法で、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上
- イ アに定める職員のうちから、入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上の主任生活相談員を置くものとする。
- 四 支援員
- ア 常勤換算方法で、一般入所者（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を利用していない入所者をいう。以下同じ。）の数が十五又はその端数を増すごとに一以上
- イ アに定める職員のうちから、一名を主任支援員とする。
- 五 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 六 栄養士 一以上
- 七 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

（経過措置）

この省令の施行の際現に存する養護老人ホームは、平成十九年三月三十一日までは、生活相談員、支援員及び看護職員の総数については、なお、従前の例によることができる。

- 2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に設置する場合には、推定数による。
- 3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者で

- 5 第一項第三号に規定する生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、外部サービス利用型指定特定施設及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設における他の職務に従事することができる。
- 6 外部サービス利用型指定特定施設及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設である養護老人ホームに置くべき生活相談員の員数は、第一項第三号アの規定により置くべき生活相談員の員数から、常勤換算方法で、一を減じたものとする。
- 7 第一項第四号の支援員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第一項第五号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 9 視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が、養護老人ホームの定員の七割を超える場合には、第一項第三号、第四号及び第五号にかかわらず、次に掲げる職員数を置かなければならない。
  - 一 生活相談員 第一項第三号アの規定により置くべき職員数に常勤換算方法で一を加えた数以上
  - 二 支援員 常勤換算方法で、一般入所者の数に応じ別表に定める数以上
  - 三 看護職員 常勤換算方法で、入所者の数が百までは二以上、それ以上百又はその端数を増すごとに一を加えた数以上
  - 四 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の支援員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

（居室の入所人員）

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 生活指導員
- 四 介護職員
- 五 看護師又は准看護師
- 六 栄養士
- 七 調理員
- 2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を九・三で除して得た数以上とする。

七頁

（居室の入所人員）

第十三条 一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、二人とすることができる。

(経過措置)

この省令の施行の際現に存する又は存するものとみなすことができる養護老人ホームについては、なお、従前の例によることができる。

(入退所)

第十四条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居室において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居室において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

(入所者の処遇に関する計画)

第十五条 養護老人ホームの管理者は、生活相談員に入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」という。)の作成に関する業務

を担当させるものとする。

2 生活相談員は、処遇計画の作成に当たっては、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、行わなければならない。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第十六条 養護老人ホームは、入所者について、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その者の心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(食事)

第十七条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

第十三条 一の居室に入所させる人員は、原則として二人以下とする。

(給食)

第十四条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。



(生活相談等)

第十八条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、要介護認定等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭におきつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

7 一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

8 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第十九条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態及び同条第二項に規定する要支援状態をいう。)になった場合

には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等(同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を受けられることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理等)

第二十条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

(施設長の責務)

第二十一条 養護老人ホームの施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 養護老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで及び第十四条から第二十九条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第二十二条 生活相談員は、第十五条に規定する業務に当たるとともに、それに則った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画等(介護保険法第八条第二十一項に定める居宅サービス計画及び同法第八条の二第十八項に定める介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業者等(同法第八条第二十一項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業を行う者をいう。)と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(生活指導等)

第十七条 養護老人ホームは、入所者に対し、生活の向上のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、その身体的及び精神的条件に応じ、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(健康管理)

第十五条 入所者については、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

- 二 第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
- 三 第二十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。
- 2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、養護老人ホームに生活相談員が置かれていない場合は、主任支援員が同項に掲げる業務を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

- 第二十三条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

- 第二十四条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 当該養護老人ホームにおける感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、

生活相談員を置かない場合は、定員三十人以下で、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けているとき。

(衛生管理等)

- 第十六条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 定期的開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該養護老人ホームにおける感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

- 第二十五条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。
- 2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

- 第二十六条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 養護老人ホームは、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第二十七条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦

(苦情への対応)

- 第十八条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を

情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 養護老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第二十八条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十九条 養護老人ホームは、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した

行わなければならない。

3 養護老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

別表

一般入所者数	置くべき数
二十以下	四人
二十一～三十	五人
三十一～四十	六人
四十一～五十	七人
五十一～六十	八人
六十一～七十	十人
七十一～八十	十一人
八十一～九十	十二人
九十一～百	十四人
百一～百十	十四人
百十一～百二十	十六人
百二十一～百三十	十八人
百三十一以上	十八人に入所者の数が百三十以上又はその端数を増すごとに一を加えた数。

# 18年4月以降の措置費の取扱いについて

○ 外部サービス利用型特定施設の指定を受けない養護老人ホームについては、平成18年9月30日までの間は、経過的に、平成17年度の措置費体系を適用することができることとする。(国の技術的助言としての対応)

